

沖縄労働局発表  
 平成27年10月30日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098－868－3421
----	---

## 平成27年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の官報公示について

### － 4産業の特定最低賃金改正について－

沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）では、特定最低賃金の改正に係る審議を行い、沖縄県で決定されている6産業中、諮問があった4産業について、10月1日までに順次、沖縄労働局長（待鳥 浩二）あて答申を行いました。

この答申を受け、沖縄労働局長は、4産業に係る特定最低賃金の改正決定、官報公示手続きを行い、10月30日までに改正決定のあった4産業について官報公示がされました。

今後、特定最低賃金については順次11月26日から11月29日までに効力を発生することになります。

#### 1 平成27年度沖縄県特定（産業別）最低賃金改正状況

適用産業	答申額（引上げ額）	答申日	改正決定日 官報公示日	発効日
糖類製造業	709円（＋ 9円）	9月28日	10月27日	11月26日
新聞業	783円（＋ 8円）	9月29日	10月28日	11月27日
自動車（新車）小売業	717円（＋ 12円）	9月30日	10月29日	11月28日
各種商品小売業	702円（＋ 10円）	10月1日	10月30日	11月29日

2 次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されません。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

3 沖縄労働局では、平成27年度改正最低賃金の周知広報を図るために、11月7日（土）2015八重山の産業まつり、11月8日（日）第38回宮古の産業まつり会場にて街頭キャンペーンを行うことを予定している。

4 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「全国最低賃金総合電話相談センター」（電話0120-311-615）及び「沖縄県最低賃金総合相談支援センター」（電話 098-868-2826）を設けている他、「業務改善助成金」として、職場の業務を効率化（改善）に要する費用2分の1（最大150万円）補助事業（沖縄労働局賃金室 電話098-868-3421）を行っている。

#### 【参考1】

沖縄県特定（産業別）最低賃金の過去6年の改正状況

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
糖類製造業	676円	679円	686円	693円	700円	709円
新聞業	737円	744円	759円	768円	775円	783円
自動車（新車）小売業	666円	671円	681円	693円	705円	717円
各種商品小売業	664円	668円	676円	685円	692円	702円※1
畜産食料品製造業	668円	671円	677円	683円	683円※2	693円※3
清涼飲料、酒類製造業	671円	674円	680円	686円	686円※2	693円※3
（参考）沖縄県最低賃金	642円	645円	653円	664円	677円	693円

※1は、平成27年10月9日以降11月28日までの間については、沖縄県最低賃金693円が改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金692円を上回るため、沖縄県最低賃金693円が適用されます。

※2は、平成26年度改正諮問が行われていない。

※3は、平成26年度以降改正諮問が行われていないため、平成27年度沖縄県最低賃金693円が上回ることから、沖縄県最低賃金693円の適用となります。

#### 【参考2】

次の手当等は、最低賃金に算入されません。

- （1）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- （2）臨時に支払われる賃金
- （3）1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- （4）時間外、休日労働割増賃金等